

平成20年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成20年12月9日（火曜日）
午前10時01分 開会

者分担金条例の一部改正の件

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の氏名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 副市長就任の宣誓
- 第6 教育長就任の宣誓
- 第7 報告第22号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第23号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第24号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第25号 例月出納検査結果報告
- 第11 議案第67号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件
- 第12 議案第68号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件
- 第13 議案第69号 指定管理者の指定の件（アルテ ピアッツァ 美唄）
- 第14 議案第70号 指定管理者の指定の件（美唄市営温水プール）
- 第15 議案第71号 美唄市税条例の一部改正の件
- 第16 議案第72号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件
- 第17 議案第73号 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件
- 第18 議案第74号 美唄市下水道事業受益

- 第19 議案第75号 指定管理者の指定の件（和田公園）
- 第20 議案第76号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区 共同浴場）
- 第21 議案第77号 指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）
- 第22 議案第78号 指定管理者の指定の件（美唄斎苑）
- 第23 議案第79号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福祉会館）
- 第24 議案第80号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福祉会館）
- 第25 議案第81号 指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福祉会館）
- 第26 議案第82号 指定管理者の指定の件（美唄市東福祉会館）
- 第27 議案第83号 指定管理者の指定の件（美唄市南福祉会館）
- 第28 議案第84号 指定管理者の指定の件（美唄市日東福祉会館）
- 第29 議案第85号 指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福祉会館）
- 第30 議案第86号 指定管理者の指定の件（美唄市中村福祉会館）
- 第31 議案第87号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内中央福祉会館）
- 第32 議案第88号 指定管理者の指定の件

		(美唄市東明西福祉会館)			(ピパオイの里プラザ)
第33	議案第89号	指定管理者の指定の件 (美唄市東4条福祉会館)	第46	議案第102号	指定管理者の指定の件 (美唄市交流拠点施設)
第34	議案第90号	指定管理者の指定の件 (美唄市北福祉会館)	第47	議案第103号	平成20年度美唄市一般会計補正予算(第5号)
第35	議案第91号	指定管理者の指定の件 (美唄市開発福祉会館)	第48	議案第104号	平成20年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)
第36	議案第92号	指定管理者の指定の件 (美唄市癸巳福祉会館)	第49	議案第105号	平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算(第2号)
第37	議案第93号	指定管理者の指定の件 (美唄市立茶志内双葉保育園)	第50	議案第106号	美唄市監査委員選任の件
第38	議案第94号	指定管理者の指定の件 (美唄市立峰延保育所)	第51	議案第107号	美唄市教育委員会委員任命の件
第39	議案第95号	指定管理者の指定の件 (美唄市立西美唄保育園)	第52	議案第108号	美唄市教育委員会委員任命の件
第40	議案第96号	指定管理者の指定の件 (美唄市立進徳保育園)	第53	議案第109号	美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第41	議案第97号	指定管理者の指定の件 (美唄市立中村みのり保育所)	第54	意見書案18号	岩見沢公共職業安定所美唄出張所の統合に反対する意見書
第42	議案第98号	指定管理者の指定の件 (美唄市東地区生活支援センター)			
第43	議案第99号	指定管理者の指定の件 (美唄市米穀乾燥調製処理施設)	◎出席議員(16名)		
第44	議案第100号	指定管理者の指定の件 (美唄市小麦集出荷調製施設)	議長	林 国 夫 君	
第45	議案第101号	指定管理者の指定の件	副議長	内馬場 克 康 君	
			1 番	吉 岡 文 子 君	
			2 番	森 川 明 君	
			3 番	五十嵐 聡 君	
			4 番	高 田 正 則 君	
			5 番	高 橋 幹 夫 君	
			6 番	阿 部 義 一 君	

7 番	長谷川	吉	春	君
8 番	米 田	良	克	君
9 番	白 木	優	志	君
10 番	小 関	勝	教	君
11 番	土 井	敏	興	君
12 番	本 郷	幸	治	君
13 番	紫 藤	政	則	君
15 番	谷 村	孝	一	君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長	安 田 昌 彰 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務局長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	奥 山 隆 司 君
総務部総務課長	小 橋 一 夫 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教育委員会教育長	板 東 知 文 君
教育委員会教育部長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時01分 開会

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成20年第4回美唄市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この場合、教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

この度、11月22日付をもって美唄市教育委員会教育長に就任いたしました板東知文でございます。

本市教育の振興・充実のため、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日、子ども達を取り巻く社会環境は複雑化しており、さまざまな課題解決に向けて、学校・家庭・地域の方々など連携し、地域社会が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私はもとより微力でございますが、美唄の子ども達がますます生き生きと輝くよう、誠心誠意努力してまいりますので、議員の皆様にはご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番、本郷幸治議員

13番、紫藤政則議員
を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月19日までの11日間とし、うち12月10日及び12月11日、12月13日及び12月14日、12月16日ないし18日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、副市長就任の宣誓に入ります。

副市長。

●副市長斎藤正紀君(登壇) 副市長就任に当たりまして、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき宣誓を行います。

宣誓、私は地方自治に定める副市長の職務とその重責を深く自覚し、市長の補佐役として市政の進展に全力を傾注してまいります。

ここに主権が国民にあることを定めた日本国憲法を尊重すると共に、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成10年12月9日、美唄市副市長斎藤正紀。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長林 国夫君 これをもって副市長就任の宣誓を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第6、教育長就任の宣誓に入ります。

教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 教育長就任に当たり、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき宣誓を行います。

宣誓、私は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育長の職務とその重責を深く自覚し、本市の教育の振興に全力を傾注してまいります。

ここに主権が国民にあることを定めた日

本国憲法並びに教育の本旨を定めた教育基本法を尊重すると共に、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、教育を通じ、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。平成20年12月9日、美唄市教育委員会教育長板東知文。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長林 国夫君 これをもって教育長就任の宣誓を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第7、報告第22号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第25号例月出納検査結果報告の以上4件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第22号ないし報告第25号の以上4件を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第11、議案第67号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件ないし、日程の第46、議案第102号指定管理者の指定の件の以上36件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第67号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件であります。

本件は、美唄市過疎地域自立促進市町村計

画における産業の振興に関する施策に必要な事業を追加するため、計画の一部を変更しようとするものであります。

次は、議案第68号美唄市立学校設置条例の一部改正の件であります。

本件は、来年4月から峰延小学校と光珠内中央小学校を統合し、統合後の学校を峰延小学校とするため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第71号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、平成20年度地方税法の改正において、個人の市民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金の範囲が拡大されたことから、本市においても必要な改正を行うほか、障がい者福祉におけるノーマライゼーションの普及・啓発のうえで、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、条例中「障害」の「害」の字を平仮名標記に改めるものであります。

次は、議案第72号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、平成21年1月から産科医療補償制度が創設されることから、当該制度に加入する分娩機関で出産した場合、出産費用の上昇が見込まれるため、国においては健康保険法施行令等を改正し、出産育児一時金の支給額の改定を行うことから、本市国民健康保険においても、被保険者の負担増とならないよう出産育児一時金の支給額を加算するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第73号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、北海道建設部手数料条例の一部改

正において建築確認申請手数料等が改定及び新設されたことに伴い、本市においてもこれに準じ改正を行うものであります。

次は、議案第 7 4 号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件であります。

本件は、下水道整備区域の拡大を図るため、光珠内地区に負担区及び単位負担金額を設定しようとするものであります。

次は、議案第 6 9 号、議案第 7 0 号及び議案第 7 5 号から議案第 1 0 2 号指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第 6 9 号「アルテピアッツァ美唄」の指定管理者には、特定非営利活動法人 アルテピアッツァびばいを、議案第 7 0 号「美唄市営温水プール」の指定管理者には、特定非営利活動法人 美唄市体育協会を、議案第 7 5 号「和田公園」の指定管理者には、社団法人 美唄市シルバー人材センターを、議案第 7 6 号「美唄市南美唄地区共同浴場」の指定管理者には、美唄市南美唄連合町内会を、議案第 7 7 号「美唄市し尿処理場」の指定管理者には、株式会社クリタスを、議案第 7 8 号「美唄斎苑」の指定管理者には、北菱産業埠頭株式会社を、議案第 7 9 号「美唄市峰延福祉会館」の指定管理者には、美唄市峰延福祉会館運営委員会を、議案第 8 0 号「美唄市茶志内福祉会館」の指定管理者には、茶志内 3 区連合会を、議案第 8 1 号「美唄市光珠内福祉会館」の指定管理者には、美唄市光珠内福祉会館運営委員会を、議案第 8 2 号「美唄市東福祉会館」の指定管理者には、美

唄市東福祉会館運営委員会を、議案第 8 3 号「美唄市南福祉会館」の指定管理者には、美唄市南福祉会館運営委員会を、議案第 8 4 号「美唄市日東福祉会館」の指定管理者には、美唄市日東福祉会館運営委員会を、議案第 8 5 号「美唄市西美唄福祉会館」の指定管理者には、美唄市西美唄福祉会館運営委員会を、議案第 8 6 号「美唄市中村福祉会館」の指定管理者には、美唄市中村福祉会館運営委員会を、議案第 8 7 号「美唄市茶志内中央福祉会館」の指定管理者には、美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会を、議案第 8 8 号「美唄市東明西福祉会館」の指定管理者には、美唄市東明西福祉会館運営委員会を、議案第 8 9 号「美唄市東 4 条福祉会館」の指定管理者には、美唄市東 4 条福祉会館運営委員会を、議案第 9 0 号「美唄市北福祉会館」の指定管理者には、美唄市北福祉会館運営委員会を、議案第 9 1 号「美唄市開発福祉会館」の指定管理者には、開発連合会を、議案第 9 2 号「美唄市癸巳福祉会館」の指定管理者には、美唄市癸巳福祉会館運営委員会を、議案第 9 3 号「美唄市立茶志内双葉保育園」の指定管理者には、美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会を、議案第 9 4 号「美唄市立峰延保育所」の指定管理者には、美唄市立峰延保育所運営委員会を、議案第 9 5 号「美唄市立西美唄保育園」の指定管理者には、美唄市立西美唄保育園運営委員会を、議案第 9 6 号「美唄市立進徳保育園」の指定管理者には、美唄市立進徳保育園運営委員会を、議案第 9 7 号「美唄市立中村みのり保育所」の指定管理者には、美唄市立中村みのり保育所運営委員会を、議案第 9 8 号「美唄市東地区生活支援センター」の指定管

理者には、社会福祉法人 南静会を、議案第 99 号「美唄市米穀乾燥調製処理施設」の指定管理者には、美唄市農業協同組合を、議案第 100 号「美唄市小麦集出荷調製施設」の指定管理者には、峰延農業協同組合を、議案第 101 号「ピパオイの里プラザ」の指定管理者には、美唄商工会議所を、最後に、議案第 102 号「美唄市交流拠点施設」の指定管理者には、株式会社 ベル・カントを、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、「美唄市立中村みのり保育所」は平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで、その他の施設につきましては、いずれも平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました、議案第 67 号ないし議案第 102 号の以上 36 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することといたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 67 号ないし議案第 102 号の以上 36 件について一括大綱質疑を行います。

13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 ただいま提案のありました議案のうち、第 69 号、70 号、75 号ないし 102 号の 30 件について、共通

点がございまして一括しまして大綱的質疑をさせていただきたいと思ひます。

指定管理者の指定の件でございまして。

このことにつきましては、3 年前に制度ができて初めて美唄もその導入をするための手続き条例をはじめとして、手順を踏んで実施をされてきております。126 の美唄市の公の施設、これを対象にいわば指定管理者に馴染む施設、それから、教育施設等除外施設、これらの整理をして、順次進められてきたわけでございます。

3 年間の 1 つの区切りを迎えまして、これらのどのような成果があり、また反省が必要なのかという総括議論は付託された常任委員会の中で議論がなされることだと思ひます。

私は、この総括の質疑の中で、現在市当局において取りまとめが進められています。財政健全化計画の素案にかかるこれらの関連について、指定管理者の指定に係る案件について、それに絞ってお尋ねをしたいと思ひます。

ご案内のとおり現在健全化計画というのは 12 月中に成案化をしたいということで進められているわけですが、今回提案のあった 30 件のこの公の施設の指定管理者の選定と、この選定手続に当たりまして、健全化計画の素案にあります言わば、いかに財源を捻出するかということで、具体的な効果額というのが出されております。その中に公共施設の効率的運営という項がございまして、施設の統合・廃止、そして、開館時間等の見直しなどが記載をされているわけでございます。施設名はそれぞれ出ておりまして、一方、

これが具体的にどのようなになるのかというその具体的な内容については、健全化計画素案からは見えないわけですが、これらの素案の中にあるこの公共施設の見直し等ですね。今回、議会に議案として提案があったわけですが、その提案に至る中で、選定委員会が中心になりまして、申請があり、そして選定委員会での選定を受けて議会に対する提案ということになるんですけれども、この中で当然業務の量、業務内容というのを計って、申請者というのは申請手続きに入るだろうと。これは公募もありますし、それから非公募もあるでしょうし、さまざまな種類があるわけですが、この業務内容を押さえるときに、既に提示をしてこの施設は廃止しますとか統合しますとか、合わせて開館時間短くしますとかですね、こういったことをどのように反映をして今回の提案に至ったかです。現行のいわばこの健全化計画素案にある内容とは別に、現行の管理運営体制と、こういうものをベースにして出されたのか、この辺がこの提案の書き物だけではわからないわけですが。

この辺ですね、どのような経過で提案に至ったのかお答えいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

財政健全化計画の素案において、業務見直しを行う施設と、それから指定議決案との関連についてでございますが、指定管理者候補者の選定に際しましては、現行の管理業務内容について、仕様書等に示し、相手方が業務内容を把握した上で申請書を提出し、指定管

理者選定委員会で選定作業を行なってきたところでございます。

現在、財政健全化計画素案におきまして、効率的な管理運営を図る観点から、開館時間及び開館日数等管理業務について見直すこととしておりまして、業務内容を変更した場合には、速やかに相手方と協議を行い、来年4月からの管理業務に支障がないよう進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 現状でいけば今ご答弁があった内容でこれから進めざるを得ないのかもしれませんが、この指定管理者制度は私から申し上げるまでもなく、一種の規制緩和であり民活と、努力すればそれなりの1つの経営上の利点も当然出てくるだろうと、こういったものだと思うんです。

しかし一方、美唄の地域事情考えますと、地域にお願いをして、そして指定管理者という形で管理運営をしてきているという、いわば地域集会所のようなものも数多いわけですし、当初、法律が定めたこの指定管理者制度導入の目的というのは、これはやはり全国画一的なものの中で出されるものとは実態とは異なりまして、これは、地域の事情というものを受けとめた内容になってきているわけなんです。

合わせまして、これらについては、特に頑張れば一定の経営母体に対しても、利益とまではいかないが、それなりのインセンティブが働きますよと、こういったものもあるわけです。数少ないでしょう、そういうのは。少なくとも申請段階でどうなるのかというの

は、見通すわけですね、3年のスパンですから。

一部1年というのがありますけれども、やれるかどうかというのは、少なくとも申請段階の勝負にかかっているんですね、競争原理の働くところは。

職員の配置がどうなるのか、労働条件をどのようにして行こうとするのか、示された業務内容をきっちり果たして行くためには、受けてのこの業務に対する経営方針なり経営戦略を持ってかかるということになると思うんですが、そして、選定委員会で選定したものが4月から内容が異なりますということとを前提にしたもので進めていくということとを、私はこれは市側の論理であって、受け手側に見てみたら、おいおいと、こういうことになるんじゃないかという危惧をされるわけです。これなぜかと言いますと、特にNPO法人等で実施されている部分については、利潤の追求団体ではないということもありますけれども、極めて不安定な労働環境で雇用して進めているのが多いんですよ。推して知るべしです。

民間でこの指定管理者の指定を受けて、管理運営をしているところも同様なんです。これから進めようとしている健全化計画というのは、それらがさらに苦勞を強いると言いますか、経営上の悩みを押しつけるという内容以外何物でもないわけですし、ここは健全化計画策定そのものの期間です。合意形成なり手順手続を進めていくという意味でのこの乱暴な取り扱いというのが、具体的にこういったものに影響を与えているという事だと思っんです。これは根っこの問題なん

ですよ。非常に残念でならないんですけども、そこで、私は一定のルールのもとに行われるわけでありまして、これからは議会の議決後は、それぞれの指定管理者との個々の協定と言いましょうか、契約に入るわけですね、条件を示して。

これからの成案に至るまでの議論経過もこれあるでしょうし、それから、この会期末に予定をしています、議会の中の基本問題調査特別委員会での議論もあるでしょうし、今進めていて、明日締め切ると言われています市民の声を集約をする、そういった作業もあるでしょうし、決して押しつけじゃないと、そして、管理運営が成り立たなくなるような問題が生じたり、大幅な雇用に影響が出てきたり、そういったことについては慎重に取り扱うと、合意形成と実施に当たっての慎重さですね。これをきめ細かに、そして相手の立場に立って行うべきだろうと、こういうふうと思うんですけども、この辺、市長の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 指定管理者につきましては、全国一律の制度という中で、地域において非常に競争原理が働かないとか、いろいろ会館などは逆に市が無理な思いをお願いしてやってもらっていると、こういう事情もございます。

今後の手続につきましては、指定議決後、協定書の締結に向けて相手方等と、管理業務に関しまして具体的な協議に入りますけれども、今、財政健全計画素案というものがまだ決まってない段階でございますが、ただ、見直し事項につきましては、現在相手方にこ

うというような状況にあるということは一応説明をさせていただきます。

今後、変更した場合、これにつきまして十分相手や地域の実情等を配慮しながら、協議を行って管理業務に支障がないよう、慎重な取り組みをしてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長林 国夫君 これをもって第議案 67 号ないし議案第 102 号の以上 36 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 67 号ないし議案第 70 号の以上 4 件は総務・文教委員会に、議案第 71 号ないし議案第 102 号の以上 32 件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 47、議案第 103 号平成 20 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）ないし日程の第 49、議案第 105 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 2 号）の以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 103 号平成 20 年度美唄市一般会計補正予算第 5 号であります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条繰越明許費について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5、

702 万 8,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 165 億 3,328 万 9,000 円としようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、国の「安心実現のための緊急総合対策」による「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を活用する事業として、民生費に、原油高騰による灯油購入費を助成する「福祉灯油事業」の対象世帯の拡充に要する経費を、労働費に、就業を望む若年層や季節労働者の就労の場を提供する「求職者緊急就労対策事業」に要する経費を、教育費に、安全で安心な学校づくりを進めるため小中学校の耐震診断（2 次診断）に要する経費を計上いたしました。

そのほか、総務費には、住民税を年金から特別徴収するシステム構築費を、農林費には、小麦の生産量増加に対応するため、小麦集出荷調製施設の改修に要する経費を、教育費には、光珠内中央小学校の閉校に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、地方交付税を計上し、繰入金については減額するものであります。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、「小学校耐震診断事業」及び「中学校耐震診断事業」が年度内での終了が見込まれないことから繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第 104 号平成 20 年度美唄市国民健康保険会計補正予算第 3 号であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それ

ぞれ1億0,051万2,000円を増額し、補正後の予算総額を38億2,501万5,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、保険給付費に、退職被保険者等療養給付事業、退職被保険者等療養事業、一般被保険者高額療養事業及び退職被保険者等高額療養事業に係る療養給付費等の増額に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する療養給付費等交付金及び共同事業交付金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、議案第105号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算第2号であります。

本件は、新型インフルエンザに対応する道費補助による医療機器等の整備、寄付による医療機器の購入、また看護職員等の配置に係る給与費及び出張医等の報償費並びに負担金の増額に伴い補正しようとするもので、補正内容について申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収益的収入の医業外収益を89万1,000円増額し、収益的収入の計を14億7,462万9,000円に、収益的支出の医業費用を5,939万1,000円増額し、収益的支出の計を15億1,820万4,000円にしようとするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、資本的収入に道補助金を216万円、寄付金を120万円追加し、資本的収入の計を1億0,280万2,000円に、資本的支出の建設改良費を336万円増額し、資本的支出の計を1億0,280万2,000円にしようとするものであります。

す。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議案第103号ないし議案第105号の以上3件は、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することといたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第103号ないし議案第105号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第103号ないし議案第105号の以上3件については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、

高橋幹夫議員、阿部義一議員、
長谷川吉春議員、米田良克議員、
白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員、谷村孝一議員、
内馬場克康議員の以上15人の議員を指
名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定い
たしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第50、議案
第106号美唄市監査委員選任の件ないし
日程の第53、議案第109号美唄市固定資
産評価審査委員会委員選任の件の以上4件
を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程さ
れました各案件について、提案理由をご説明
申し上げます。

はじめに、議案第106号美唄市監査委員
選任の件であります。

本件は、川村英昭監査委員が12月15日付
をもって任期満了となりますので、本市監査
委員として、新たに扇谷均氏を選任いたした
く、地方自治法の規定により、議会の同意を
求めるものであります。

次に、議案第107号美唄市教育委員会委
員任命の件であります。

本件は、工藤勝善委員が12月18日付を
もって任期満了となりますので、本市教育委
員会委員として、引き続き、工藤勝善氏を任

命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の規定により、議会の同意を求
めるものであります。

次に、議案第108号美唄市教育委員会委
員任命の件であります。

本件は、板東知文委員が12月18日付を
もって任期満了となりますので、本市教育委
員会委員として、引き続き、板東知文氏を任
命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の規定により、議会の同意を求
めるものであります。

次は、議案第109号美唄市固定資産評価
審査委員会委員選任の件であります。

本件は、山本哲司委員が12月26日をも
って、任期満了となりますので、本市固定資
産評価審査委員会委員として、引き続き、山
本哲司氏を選任いたしたく、地方税法の規定
により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議
案第106号については、原案のとおりこれ
に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号美唄市監査委員選
任の件は、原案のとおり同意することに決定
いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました、議
案第107号については原案のとおり、これ
に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０７号美唄市教育委員会委員任命の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議案第１０８号については原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０８号美唄市教育委員会委員任命の件は、原案どおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました、議案第１０９号については原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０９号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この場合、１２月１５日をもって監査委員を退任されます、川村英昭君及び監査委員選任に同意されました、扇谷均君からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

まず川村英昭君。

●監査委員川村英昭君（登壇） １２月１５日をもちまして、任期満了により、監査委員を退任いたしますので、お許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

この４年間、監査業務に携わってまいりました。

この間、議会選出の監査委員さん共に、と

きには煙たがれる存在として、いろいろな監査を通じて、意見や指摘をさせていただき、厳正な監査業務を執行できたものと考えております。

この職責を全うできましたものも、ひとえに関係各位のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

終わりになりますが、美唄市政の限りないご発展と美唄市議会のご隆盛を心からご祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

●議長林 国夫君 次に、扇谷均君。

●監査委員扇谷均君（登壇） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私、本日の定例市議会におきまして、監査委員選任についてのご同意をいただき、１２月１６日付就任いたします扇谷でございます。

微力ではございますが、皆様の負託に応えられるよう、精いっぱい職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第５４、意見書案第１８号岩見沢公共職業安定所美唄出張所の統合に反対する意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

１１番、土井敏興議員。

●１１番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第１８号につき

まして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます

岩見沢公共職業安定所美唄出張所の統合に反対する意見書

厚生労働省北海道労働局は、去る11月14日、国における行政改革の一環として、取り扱い業務量が減少している岩見沢公共職業安定所美唄出張所を廃止し、平成21年4月1日をもって岩見沢公共職業安定所に統合する方針を美唄市に示しました。

今日の経済情勢は、景気の悪化から一段と厳しさを増し、就職内定の取り消しなど深刻化する就職難の中、雇用対策が急務の課題となっており、地域における公共職業安定所が果たす社会的役割は益々重要なものとなっております。

とりわけ美唄市においては、平成19年度の有効求人倍率0.41倍と北海道の平均より0.10ポイント低い状況が続いており、また、障がい者の雇用も多く、地域に根ざした形で公共職業安定所が実施する求職者や事業者の職業紹介・相談、雇用保険手続きなど、その必要性は、より一層高まっております。

公共職業安定所美唄出張所が廃止・統合されると、利用者は市外の公共職業安定所へ通うことを余儀なくされ、行政サービスの低下を招き、特に障がい者の就労による自立促進や地域住民の雇用確保に大きな影響が生じることから、今回の提案は到底容認できるものではありません。

よって政府は、地域の実情を踏まえ、きめ細かな雇用対策の実施を図る観点から、今回

の統合方針を速やかに撤回されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月9日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 ただいま提案理由の説明のありました、意見書案第18号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第18号岩見沢公共職業安定所美唄出張所の統合に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時52分 散会